

住宅宿泊事業者の皆様へ

宿泊者名簿の記載徹底について

住宅宿泊事業法第8条第1項及び住宅宿泊事業法施行規則第7条第3項で規定している宿泊者名簿に記載する事項は、以下のとおりです。

宿泊者の氏名、住所、職業、宿泊日

- 宿泊者名簿は、感染症発生時の感染経路特定や被害拡大防止に重要な役割を果たすほか、テロ等の不法行為を未然に防止するためにも、**正確な記載**が必要です。
- 宿泊者名簿は、住宅宿泊事業の施設もしくは、事業者の事務所に、その作成した日から **3年間保存**しなければなりません。

日本国内に住所を持たない外国人の方について

日本国内に住所を持たない外国人の方については、上記の項目に加え以下の項目の記載が必要です。

国籍 旅券番号

- 宿泊者名簿の記載の正確さを期するため、住宅宿泊事業者の方は、該当される方へ**旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存**していただくようお願いします。また、旅券の写しがある場合には、これを宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の記載に代えることができます。



事業者の求めに対し宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、国の指導により求めていることを説明して呈示を求めてください。さらに呈示を拒否する場合には、当該宿泊者が旅券不携帯の可能性があるものとして、最寄りの警察署に連絡する等、適切な対応をお願いします。

【お問合せ先】

吹田市健康医療部衛生管理課 TEL 06-6339-2226